

約款 新旧対照表

『高火力 PHY サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第3節 第13条	第13条（料金の支払） 1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌末日までに支払うものとします。 2. （略）	第13条（料金の支払） 1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、 第4条 の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌末日までに支払うものとします。 2. （略）	・誤記を修正いたします。実際の支払期限に変更はございません。
新設	(新設)	第4節 回線アップグレード（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第15条（サービス） 1. 本オプションサービスは、本基本サービスにおいて提供される回線を、帯域の拡張その他の方法によりアップグレードした回線に変更して提供するサービスです。本オプションサービスのプランについては、サービスサイトに定めるものとします。 2. 利用者がプランの変更を希望する場合、本オプションサービスの利用開始日から2か月が経過する日が属する月の翌月1日以降に変更の申込みを行うことができるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第16条（料金の支払期限） 1. 利用者は、本基本サービスと同時に申し込む場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、 第4条 の規定にかかわらず、利用開始日から、2か月が経過する日が属する月の末日までの継続利用料を、利用開始日の属する月の翌末日までに支払うものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、2024年1月25日に制定され、同日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2024年1月25日から適用された高火力 PHY サービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年7月1日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。